

# 製品試験の実施

## 1. 目的

この手順書は、本機構が登録認証業務の一環として行う製品試験について、遵守すべき具体的事項を定め、円滑な業務が遂行できるようにすることを目的とする。

## 2. 適用範囲

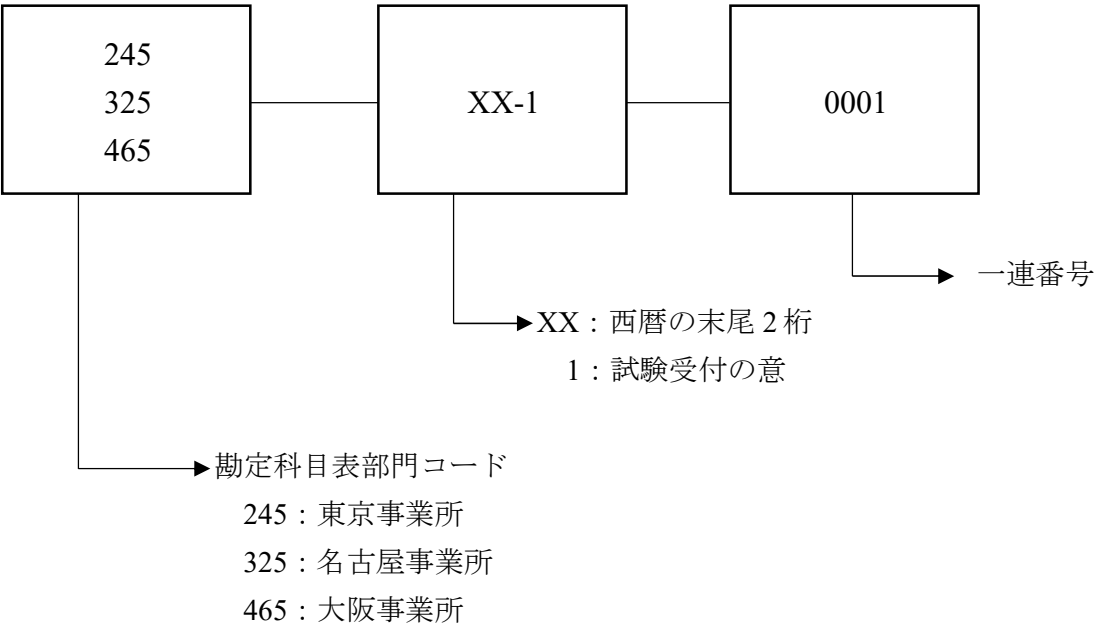
この手順書は、本機構が登録認証業務の一環として行う製品試験に供する製品の抜き取りから製品試験結果の報告までの範囲に適用する。

## 3. 製品試験実施計画

審査員は、申請者又は認証取得者と調整の上、製品試験を実施する製品を決定し、製品試験に係る説明書に記録して保管する。

## 4. 識別番号

登録認証業務品質マニュアルにより申請書を受理した後、審査員が申請書を基にコンピュータ入力を行うことで、受付依頼票が作成され、受付番号が自動的に付番される。受付番号は以下のようになる。この受付番号を、抜き取った製品の識別番号とする。



## 5. 製品試験の製品の取り扱い

### 5.1 製品の抜き取り

製品の抜き取り（サンプリング）は、原則として審査員が本機構の審査事項に定める方法に従い、工場に保管している製品群よりランダムに行う。審査員は製品に**識別表示**を添付し、製品群を写真撮影により記録し、次に**製品試験計画書**を作成する。ただし、製品の製造工程の一部が外注され、最終製品が外注先にある場合は、外注先で製品の抜き取りを行なっても良い。必要な場合は、**JIS Z 9031**の乱数表を使用する。

### 5.2 梱包

製品群より抜き取った製品は、搬送及び保管中に変質、破損又は汚染などがないように梱包する。

### 5.3 識別表示

製品を梱包した箱に、次の事項を記入したラベルを貼付し、CEの割り印を押す。

- (1) 識別番号
- (2) 抜取者名
- (3) 抜取年月日
- (4) 抜取場所
- (5) 製品の名称（商品名）
- (6) 製品数

### 5.4 製品の搬送及び引渡

製品は、本機構に持ち帰るか、大きな荷物の場合は審査員が宅配便の手続きをとる。

## 6. 製品試験の実施体制

### 6.1 大阪事業所での製品試験の実施

製品試験は、本機構大阪事業所で、認証対象の日本産業規格に定める品質項目のすべてについて行う。ただし、製品試験に係る試験実施に要する試験機が東京事業所又は名古屋事業所のみが所有する場合、当該試験項目は各事業所にて実施する。

#### 6.1.1 東京事業所又は名古屋事業所から大阪事業所への製品の送付

- (1) 東京事業所又は名古屋事業所における審査で抜き取った製品は大阪事業所に送付する。送付する際には、コンピュータ入力により作成した**他部門依頼票**を製品に同封する。  
他部門依頼票の作成では受付番号とは別に他部門依頼番号が付番されるが、製品の識別には4.識別番号を用いる。
- (2) 6.1 項のただし書きに該当する製品は、上記(1)で同封された他部門依頼票の写しを同封して、大阪事業所より、東京事業所又は名古屋事業所に転送する。

### 6.1.2 製品の保管

本機構に持ち帰った又は搬送された製品は、識別番号を付記することにより間違いや混同を避けるよう十分配慮しなければならない。

## 6.2 大阪事業所以外での製品試験の実施体制

登録認証管理責任者が適切と判断した場合は、次のいずれかの方法又は、その組合せによって実施することができる。

- (1) 申請者の試験所で、本機構の試験担当者が実施する。
- (2) 本機構の技術審査員が立会い、申請者の試験所で、申請者の試験担当者が実施する。
- (3) 申請者が第三者試験所を利用する。(試験実施には本機構の技術審査員が立会う。)
- (4) 本機構が製品試験業務委託基本契約を締結した試験所を利用する。(報告書を活用する)

### 6.2.1 製品試験を申請者の試験所で行う場合

製品試験に供するまでの製品の保管は、製品の特性を考慮し恒温室のような品質特性に影響を与えない場所で保管し、製品試験を実施する日に、製品試験に立会う技術審査員が試験担当者に手渡す。ただし、試験前に養生を行う必要がある製品の場合は、試験担当者と協議する。

### 6.2.2 製品試験を申請者が第三者試験所に依頼する場合

次のいずれかの方法で、検体が第三者試験機関に引き渡されることを確認する。

- (1) 宅配便等で第三者試験機関に搬送する場合、審査員が製品の梱包、発送に立会う。
- (2) 第三者試験機関に赴いて試験を依頼する場合、審査員が第三者試験機関まで同行して、製品を手渡す。

### 6.2.3 製品試験を本機構が外部委託する場合

製品試験を本機構が外部委託する場合は、**ISO/IEC 17025 (JIS Q 17025)** の要求を満足する場合登録認証管理責任者が外部委託する試験所が適切か判断し、**製品試験業務委託基本契約書**を締結したのちに外部委託する。この場合、製品の具体的な授受の方法、試験後の製品の返却等の取扱いについて、予め決定しておく。ただし、製品試験結果が不適合の場合は本機構に製品の返却を求める。

## 7. 技術審査

次のいずれかに該当する場合、指名された技術審査員が製品試験を実施する試験所が、**ISO/IEC 17025 (JIS Q 17025)** の要求を満足しているかを確認するために、技術審査を行う。技術審査終了後、試験所の品質管理者又は試験責任者と、指摘事項確認書を取り交わす。なお、指摘事項があった場合は、30 日以内に**是正結果報告書**の提出を求める。

- (1) 申請者の産業標準化法に基づく登録試験事業者 (JNLA) 又はその他の試験所認定プログラムで認証された範囲外で行う場合。
- (2) 申請者が認証対象の日本産業規格に定める品質項目のすべて又はその一部を、自己適合宣

言に基づいて試験を実施している第三者試験機関に依頼した場合。

### 7.1 製品試験を本機構の試験所で行う場合

技術審査は、指名された技術審査員が、当該製品試験の実施前に行い、**ISO/IEC 17025 (JIS Q 17025)** の要求を満足していることを確認する。要求が満足された当該製品試験に対する技術審査の結果は実施後 3 年間有効とする。

### 7.2 製品試験を申請者の試験所で行う場合

製品試験を本機構の技術審査員の立会いのもとで、申請者の産業標準化法に基づく登録試験事業者 (JNLA) 又はその他の試験所認定プログラムで認証された範囲外で行う場合、技術審査員が**技術審査報告書**に定める **ISO/IEC 17025 (JIS Q 17025)** の要求事項への適合性を審査する。また、申請者が認証対象の日本産業規格に定める品質項目のすべて又はその一部を、自己適合宣言に基づいて試験を実施している第三者試験機関に依頼した場合、第三者試験機関に対して同様の技術審査を行う。

### 7.3 製品試験を本機構が製品試験業務委託契約を締結した試験所で行う場合

本機構は必要に応じて現地審査又は、書面審査によって、契約に係る委託先の試験部門の **ISO/IEC 17025 (JIS Q 17025)** への適合性を確認する。

### 7.4 技術審査報告書の作成

技術審査の結果は、**技術審査報告書**の項目ごとに記録し、区分ごとに次のとおり評価する。

- a 規定要求事項に適合
- b 規定要求事項に対しやや不十分
- c 規定要求事項に不適合

技術審査の結果、一つでも **b** 評価の場合は、**指摘事項確認書**で指摘し、申請者又は認証取得者に是正を求め、是正内容を報告させる。是正内容が適切であれば、製品試験の実施が可能であるが、是正結果が適切でなければ、再度問題を指摘して是正を求め、是正内容を報告させる。是正内容が適切になるまでこれを繰り返す。

技術審査の結果、**c** 評価の場合は、製品試験の実施はできないので、別の製品試験実施体制に切り替える。

### 7.5 技術審査の報告

技術審査員は、技術審査報告書を判定委員会に提出する。

### 7.6 技術審査の推奨事項の取り扱い

要求事項に適合していることを確認したが、よりよい製品試験実施体制の構築のために改善を推奨する事項がある場合は**推奨事項確認書**を提出することがある。対応することが望ましいが義務で

はない。また、推奨事項は次回審査の際には参考情報とする場合がある。

## 8. 製品試験

### 8.1 製品試験を本機構の試験所で行う場合

製品試験は、**教育訓練・資格手順書（KJ-05）**に基づき当該製品試験実施の資格を付与された試験担当者が行う。試験担当者は**試験報告書**を作成する。ただし、この場合、JIS マーク登録認証審査のための製品試験であることを、報告書の備考に記載する。

### 8.2 製品試験を申請者の試験所で行う場合

製品試験を本機構の技術審査員が立会い、申請者の試験所で、申請者の試験担当者が実施した場合、**製品試験立会い結果報告書**に次の(1)～(5)の事項について記録し、取りまとめる。

#### (1) 試験所

##### (a) 試験所の名称及び所在地

申請者の試験所の名称及び所在地を記入する。

##### (b) 責任者氏名（又は試験責任者氏名）

当該試験所の責任者の氏名及び連絡方法（電話番号）を記入する。

#### (2) 認証対象製品

##### (a) 製品の名称

##### (b) 物理化学的性状

##### (c) 採取年月日

##### (d) 採取者名

##### (e) 採取場所

##### (f) 採取数・量

##### (g) JIS の番号及び名称

製品の該当する JIS の番号及び名称を記入する。種類又は等級が規定してある場合は、それらも記入する。

##### (h) 認証の区分

申請書記載の認証の区分又は認証を取得している製品の名称を記入する。

#### (3) 試験担当者

申請者の試験所で認証対象製品の試験を担当する要員について記入する。

##### (a) 氏名

##### (b) 経験年数

認証対象製品についての試験経験年数（申請者の試験所以外の場所での経験年数を含む）

##### (c) 担当試験項目

担当する試験項目（申請者の試験所が実施する当該 JIS の項目番号）

#### (4) 試験の実施及び結果

##### (a) 試験項目

当該 JIS に規定されている試験項目のうち、試験所が実施する試験項目を同 JIS の項番を付して記入し、それらの試験項目について試験が行われていることを確認し、\*印の欄に適・否を記録する。

##### (b) 機器等名

試験項目ごとに当該 JIS に規定されている機器等の名称を記入し、当該機器等が使用されていること及び校正・検証が必要な機器等について、それが適性に行われていることを確認し、\*印の欄に適・否を記録する。

##### (c) 手順

試験項目ごとの試験の手順が、当該 JIS に基づいて試験所が作成した手順書による場合は「手順書」と記入し、当該 JIS による場合は JIS とする。それぞれの場合の手順の適切性を確認し、\*印の欄に適・否を記録する。

##### (d) 基準値

試験項目ごとに JIS に定められている基準値を記入する。

##### (e) 試験結果

試験項目ごとに試験所の試験員が行った試験結果を記入する。(測定データの詳細を生データとして添付すること)

#### (5) 評価

試験方法の妥当性であるか否か、試験結果が JIS の規格値を満足しているか否かについて評価し、製品試験の結果として活用可能か否かを記入する。

### 8.3 製品試験を本機構が製品試験業務委託契約を締結した試験所で行う場合

結果は委託先の試験報告書の値を活用する。

### 8.4 製品試験結果の報告

技術審査員は、**試験報告書**又は**製品試験立会い結果報告書**を判定委員会に提出する。

### 8.5 製品試験の項目と抜き取り

#### (1) 項目

##### (a) 初回製品試験

初回製品試験の項目は認証しようとする製品の種類について該当するすべての項目を行う。ただし、複数の製品について重複する項目がある場合は、重複をさけるよう配慮しても良い。

##### (b) 定期認証維持製品試験

定期認証維持製品試験は、認証しようとする製品の種類について該当する製品に係る試験の全項目を行うことを原則とする。

## (2) 抜き取り

抜き取りの対象製品は、初回製品試験においては生産量の1番多い製品とする。定期認証維持審査においては、2番目に生産量の多い製品、改正申請書により変更又は追加申請された製品、前回製品試験と異なる製品のいずれかを原則とするが、抜き取り時の生産・在庫状況を考慮し、前回と同種とする場合もある。